

I 事業計画

1. 事業計画の基本方針

昨年度、農業災害補償法が制定70年を迎え、近年増加傾向にある激甚災害や価格低下等による収入減少の補填により、農業者ごとに総合的に対応する保険として、政府は制度の見直しを伴う農業保険法を制定しました。しかしながら、平成30年度はEUとのEPA、米国が抜けた11カ国でのTPP協定の署名で本道農業界にとって非常に厳しく困難な状況が、今後も続くことが容易に想像されます。この平成30年4月より農業保険法が施行されましたが、その内容は2本の大きな柱からなり、従来からの農業共済制度を見直したものと新たに導入された収入保険制度であり、N OSAI団体が実施主体となりました。組合員の皆様にとっては補償の選択幅が大きく広がり、共済未加入農業者の方々には、制度共済や収入保険への加入で無保険状態の解消が望め、安定した農業経営への補償が約束されることになりました。

組合運営におきましては、国からの事務費補助金の大幅な削減や加入農家戸数の減少等により極めて厳しい状況下ではありますが、平成31年1月から開始する農業保険法に対応しつつ、全ての共済品目で危険段階別共済掛金率の導入を実施し、共済制度への加入推進に努めます。また、共済制度対象外の農業品目については、収入保険の普及推進を強く進めてまいります。本組合は新たな農業保険法の主旨に則り、農業者の皆様に最も適した補償をお示しし、農業経営のセーフティネットをより一層拡大してまいります。

一方、組合体制に関しては国が平成22年から1県1組合化を取り進める中で、昨年本道も5組合体制となり、次の段階である全道1組合化への調査や協議が開始される予定となっています。この事は、国の方針である以上避けられない対応ではありますが、充分緊張感を持って慎重に対処してまいります。

これらの状況を踏まえて、平成30年度の事業計画と予算編成にあたっては、自助努力とコンプライアンスの遵守、リスク管理の確実な実行により事業全体の適正実施と安定運営に努めるために、以下の事項を重点に策定いたします。

- (1) 共済加入の推進
- (2) 補償機能の充実
- (3) 共済事業の適正実施
- (4) 組合員負担の公平化
- (5) 損害防止事業の充実
- (6) 共済事故対策の推進
- (7) 家畜診療体制の強化
- (8) 家畜群疾病事業の強化
- (9) 組合員との接点強化
- (10) 収入保険制度の普及と加入推進
- (11) 関係機関、団体との連携

2. 基本方針に基づく主な実施事項

(1) 共済加入の推進

農業共済制度について組合員が納得する制度説明に努め、以下の目的ごとに公平かつ適正な加入推進を積極的に展開してまいります。

- 1) 農作物共済については、平成31年産から任意加入に移行することから、農業者リストによる有資格者の把握と継続加入の推進に努めます。
- 2) 家畜共済については、平成31年1月から制度の見直しにより加入の選択肢が増加することから、十分な説明に努めるとともに、組合員数の減少も続いているため、未加入農業者と仔牛共済の加入推進に努めます。
- 3) 畑作物共済は、農業者リストを基に有資格者を的確に把握し、継続引受の確保と新規引受の拡大を図ります。
- 4) 園芸施設共済については、平成31年1月から適用となる改正制度の普及を図るとともに、危険段階別掛金率の設定による未加入者への加入推進を拡大します。

(2) 補償機能の充実

不慮の農業災害に対する補償の充実を期するため、目標とする共済金額の確保に努め、一層の補償の充実を図ってまいります。

(3) 共済事業の適正実施

法令、定款、事業規程、要領、指針、給付基準等に基づく共済制度の健全な運用と補償の公正を期するため、次の事項を重点に事業の推進を図ります。

- 1) 農作物共済事務取扱指針に基づく適正な引受処理及び損害評価
- 2) 家畜個体評価基準による適正な引受
- 3) 家畜共済廃用認定基準に基づく公平な取り扱い
- 4) 家畜共済事務取扱処理要領に基づく加入畜の適正な異動処理
- 5) 家畜共済の診療指針、病傷給付基準に基づく適正診療と公平な病傷給付
- 6) 畑作物共済実務取扱指針に基づく適正な引受処理及び損害評価
- 7) 園芸施設共済実務取扱指針に基づく適正な引受処理及び損害評価

(4) 組合員負担の公平化

組合員負担と共済給付の均衡を図るとともに、組合員間の公平を期するために、乳牛の雌等・大豆・てん菜・そば・園芸施設について危険段階別掛金率を設定します。

(5) 損害防止事業の充実

損害防止事業は、共済組合に不可欠の事業として位置づけられています。今年度も事故低減のため、次に示す特定損害防止事業と一般損害防止事業を引き続き実施します。

1) 特定損害防止事業

繁殖障害と乳房炎を主体とした損害防止事業として、事務取扱処理要領及び連合会の指導を遵守して取り組んでまいります。

2) 一般損害防止事業

平成29年度の事業から継続した内容で、感染症対策を中心に実施します。

(6) 共済事故対策の推進

乳牛の雌における死産事故・病傷事故は前年に比べやや減少傾向にあるものの、依然高い水準を維持しています。平成30年度も引き続き事故低減に向けた諸対策を実施してまいります。

(7) 家畜診療体制の強化

組合員の利便性向上と診療業務の効率化を目指し、虹別及び阿歴内の家畜診療所の整備について検討します。

(8) 家畜群疾病事業の強化

家畜群疾病事業では、昨年同様の料金体系にて実施します。また、事業を円滑に進めるために職員の技術研修を継続します。

(9) 組合員との接点強化

組合員との接点強化を図るため、以下の項目を柱に普及啓発及び事業推進の原動力といたします。

- 1) 地区別組合員懇談会を開催し、組合員の意見や要望を組合運営に反映するよう努めます。また、地区の事業推進協議会の活動を支援します。
- 2) NOSAI道東の広報誌「明日へのかけはし」を年6回発行します。ホームページの充実を図り、情報発信に努めます。
- 3) 組合員等を対象とした各種講習会・研修会を企画開催し、予防衛生等損害防止に向けて取り組みます。

(10) 収入保険制度の普及と加入推進

平成30年秋より加入申し込みが始まるにあたり、関係機関・関係団体の協力を得ながら実施団体として、以下の項目を重点に取り組みます。

- 1) 広報誌や各種集会において農業者へ収入保険の制度説明を継続実施します。
- 2) 収入保険加入推進体制の構築・整備をします。
- 3) 役職員の税務や収入保険の知識に関する研修会を継続開催します。

(11) 関係機関、団体との連携

共済事業の円滑な推進に資するため、各関係機関及び団体との連絡協調を図る目的で共済事業連絡協議会を開催し、情報共有や相互協力に努めます。

3. 引 受 計 画

(1) 共済目的の種類別概数、引受実績及び計画

区 分 項 目		区 域 内 の	前 年 度	本 年 度	本 年 度
		概 数	引 受 実 績	引 受 計 画	引 受 率 %
		戸	戸	戸	%
農 家 数 又 は 組 合 員 数		2,348	2,191	2,187	93.1
農 作 物 共 済	春播小麦	^a 1,800	^a 2,218	^a 1,800	100.0
	二条大麦	800	850	800	100.0
	秋播小麦	30,200	30,199	30,200	100.0
	計	32,800	33,267	32,800	100.0
家 畜 共 済	乳 用 成 牛	頭 267,623	頭 252,507	頭 257,145	96.1
	乳用子牛等	(267,747) 290,102	(213,933) 232,184	(213,666) 231,448	79.8
	肥育用成牛	9,744	3,807	3,859	39.6
	肥育用子牛	6,324	1,083	1,073	17.0
	その他肉用成牛	9,273	5,980	6,313	68.1
	その他肉用子牛等	(9,120) 10,166	(5,092) 5,547	(5,251) 5,711	56.2
	一般馬	1,907	1,397	1,277	67.0
	種 豚	1,947	73	75	3.9
	肉 豚	19,300	16,844	14,251	73.8
	乳用種種雄牛	3	-	-	-
	肉用種種雄牛	10	5	5	50.0
	種雄馬	82	71	64	78.0
	計	(276,867) 616,481	(219,025) 519,498	(218,917) 521,221	% 84.5
畑 作 物 共 済	ば れ い し ょ	^a 81,200	^a 78,180	^a 78,200	96.3
	大 豆	2,400	2,430	2,400	100.0
	小 豆	200	230	200	100.0
	て ん 菜	41,000	40,997	41,000	100.0
	そ ば	107,300	89,201	89,200	83.1
	計	232,100	211,038	211,000	90.9
園 芸 施 設 共 済		棟 534	棟 123	棟 113	% 21.2

() は胎児の頭数で、内数である。

(2) 農業共済事業の規模

共済目的			項 目		引 受		共済金額	保険金額	共済掛金			納 入 保 料	手持共済掛金	
			本年度予定	前年度実績	総 額	国庫負担			農家負担	甲	乙			
農作物	30年産	春播小麦	1,800	2,218	4,532	4,366	556	298	258	204	54			
		二条大麦	800	850	1,868	1,807	225	121	104	85	19			
	31年産	秋播小麦	30,200	30,199	197,350	190,087	24,252	13,047	11,205	8,934	2,271			
	計		32,800	33,267	203,750	196,260	25,033	13,466	11,567	9,223	2,344			
家畜	乳用成牛	頭	257,145	252,507	77,798,244	62,238,595	7,328,213	3,346,786	3,981,427	947,024	1,073,259	1,961,144		
	乳用子牛等	頭	(213,666) 231,448	(213,933) 232,184	15,334,556	12,267,645	1,449,095	661,916	787,179	187,937	212,425	386,817		
	肥育成牛		3,859	3,807	811,542	649,234	28,638	13,050	15,588	9,343	5,596	649		
	肥育子牛		1,073	1,083	176,659	141,327	15,302	7,107	8,195	2,741	2,462	2,992		
	その他の肉用成牛		6,313	5,980	2,048,808	1,639,046	80,244	36,966	43,278	19,475	14,105	9,698		
	その他の肉用子牛等		(5,251) 5,711	(5,092) 5,547	970,539	776,431	99,523	46,606	52,917	11,605	14,550	26,762		
	一般馬		1,277	1,397	907,136	725,709	55,619	27,808	27,811	11,113	9,728	6,970		
	種豚		75	73	4,500	3,600	221	88	133	7	24	102		
	肉豚		14,251	16,844	166,195	132,956	13,934	5,573	8,361	5,575	2,786	-		
	乳用種雄牛		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	肉用種雄牛		5	5	2,627	2,102	143	71	72	32	26	14		
	種雄馬		64	71	53,685	42,948	5,041	2,520	2,521	1,127	911	483		
	計		(218,917) 521,221	(219,025) 519,498	98,274,491	78,619,593	9,075,973	4,148,491	4,927,482	1,195,979	1,335,872	2,395,631		
畑作物	ばれいしょ	a	78,200	78,180	503,330	402,664	15,018	8,258	6,760	3,756	3,004			
	大豆		2,400	2,430	9,705	7,764	687	377	310	173	137			
	小豆		200	230	838	670	63	34	29	16	13			
	てん菜		41,000	40,997	367,473	293,978	13,963	7,679	6,284	3,491	2,793			
	そば		89,200	89,201	244,649	195,719	22,018	12,109	9,909	5,505	4,404			
	計		211,000	211,038	1,125,995	900,795	51,749	28,457	23,292	12,941	10,351			
園芸施設	棟	113	123	38,673	30,938	1,006	502	504	303	201				
合計				99,642,909	79,747,586	9,153,761	4,190,916	4,962,845	1,218,446	3,744,399				

()内は胎児の頭数で、内数である。

4. 損害防止事業及び付帯事業

(1) 家畜共済特定損害防止事業

実施項目	実施期日	対象頭数	重点事項	概算経費
繁殖障害	4月～1月	28,605頭	空胎牛の検査、障害牛の摘発	77,233千円
乳房炎	4月～1月	5,729	潜在性乳房炎の摘発と診療指導	26,067
合計		34,334		103,300

(2) 一般損害防止事業

実施項目	実施期日	対象家畜	重点事項	概算経費
感染症対策事業	通年	加入畜	加入する乳牛・肉牛・馬における予防接種に伴う技術料の助成	17,000千円
			馬駆虫薬に対する一部助成	1,500
			悪性感染症発生時の検査費用助成	10,000
			牛サルモネラ症発生時の生菌剤の助成	1,500
		公共牧場及び預託牧場	預託入牧時の感染症防疫対策に係る採血料の全額を助成	7,000
事故低減対策事業	通年	加入畜	乾乳期乳房炎注入薬に対する一部助成	37,500
			金属異物性疾患対策	4,500
牛感染症拡大防止対策事業	通年	加入畜	牛白血病(BLV)、牛ウイルス性下痢症(BVD)、牛サルモネラ症が発生し、同病拡大防止に係る衛生対策に積極的な組合員に限る	8,000
合計				87,000

(3) 診療所の付帯事業

①各種予防注射事業

実施項目	実施期日	対象頭数	重点事項
防疫検査	通年	20,000頭	道の行う検査事業に協力
伝染病予防対策	通年	170,000	予防注射の実施

②家畜人工授精事業

診療所	区分	今年度授精計画		備考
		牛	馬	
厚岸		8,140頭	-頭	
標茶		13,520	-	
虹別		4,225	-	
阿歴内		3,470	-	
阿寒釧路		5,887	-	
合計		35,242	-	

③家畜登録事業登録事業計画

診療所	区分	血統登録	牛群審査	牛群検定	その他	合計	備考
		件	件	件	件	件	
厚岸		2,581	177	407	40	3,205	
標茶		4,330	129	254	45	4,758	
虹別		2,025	100	303	15	7,963	
阿歴内		900	0	0	0	900	
阿寒釧路		2,220	143	823	20	3,206	
合計		12,056	549	1,787	120	14,512	

5. 損害の評価

(1) 損害評価会の運営方策

定期的に損害評価会を開催するほか、必要に応じ家畜共済部会・農畑作物共済部会を開催し、損害評価の適正化を図って参ります。

(2) 損害調査員の運用方策

損害調査員には、家畜・農作物・畑作物又は園芸施設共済の引受に関する事項や損害の調査を行うなど事業遂行上の重要な機関であることから、制度の正しい理解と公正な事業推進について協力を求めて参ります。

6. 総代会の開催

本年度の開催予定 通常総代会 5月下旬に開催し、事業報告と決算報告並びに事業計画・収支予算等について承認を求めます。

臨時総代会 必要に応じて開催いたします。

7. 理事会、監事会の開催

(1) 理事会 理事会運営規則の定めるところにより、事業の円滑な推進と予算の適正執行を図るため、定期理事会を開催するほか、発生する諸問題の適正処理のため、必要に応じ随時開催することといたします。

(2) 監事会 監査の都度開催することを基本とします。
4月に決算監査、10月に中間監査の定時監査を行うほか、現地において9月に事業センター監査、3月に決算棚卸監査の臨時監査を行うことといたします。

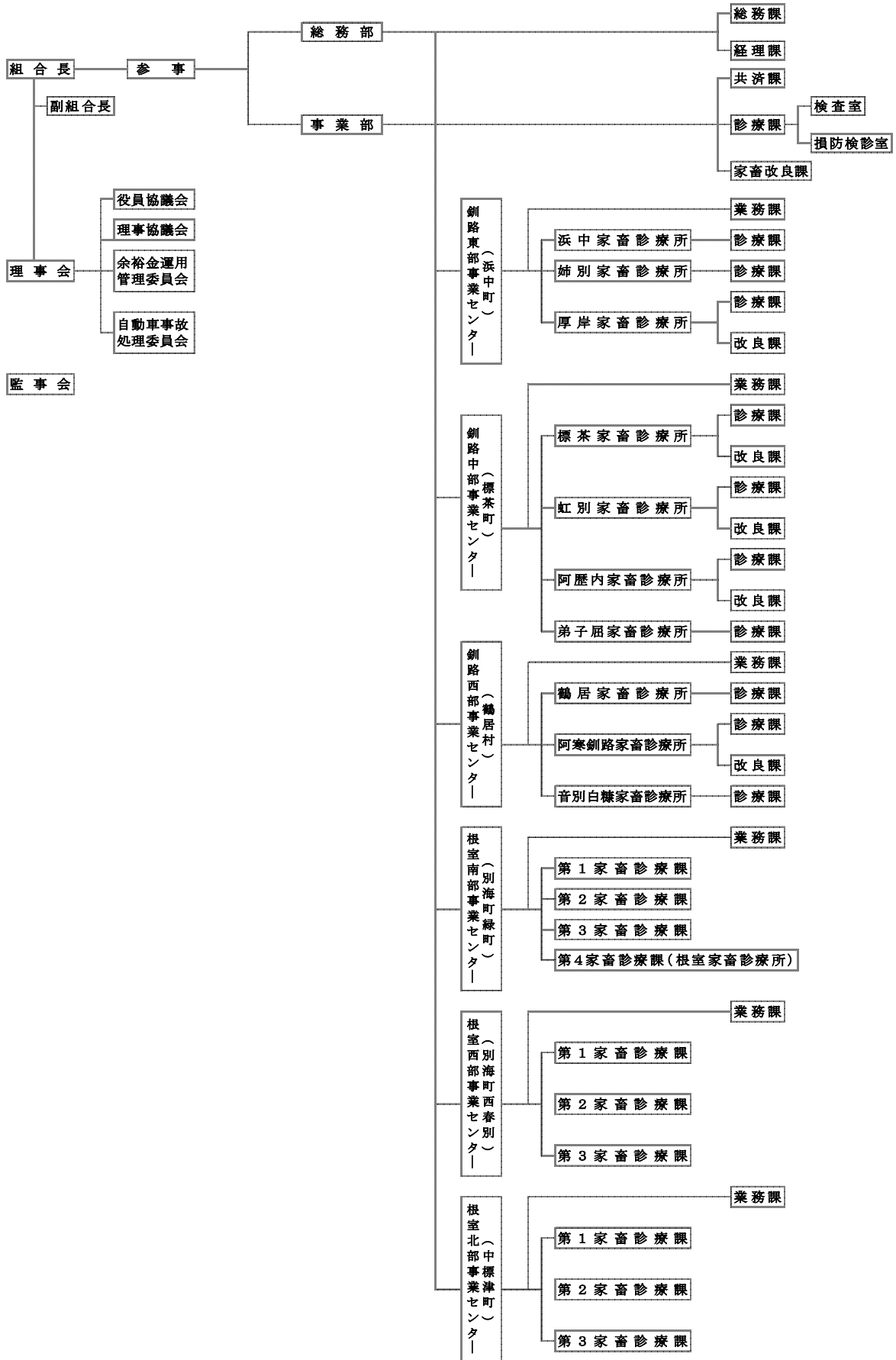
8. 執行体制の整備

(1) 業務体制の整備方策

将来に亘る共済資源及び事業量の増減に対応できるよう、事業センター及び各家畜診療所・各部門間相互の協力体制を一層進めます。また、職員相互の創意工夫による事業への積極的取り組みを進め、事業推進の適正化と効率的事務処理を図るために、事務機械化の拡充整備を促進致します。更に、内部牽制体制を充分機能させるため、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び職員による内部監査態勢を確立します。

(2) 職制及び職員の配置計画

1) 本部及び事業センター機構



2) 職員の配置数

業務専任職員					事業センター・診療所等職員							合計
参事	副参事	総務部	事業部	計	業務	事業部 診療課 検査室	獣医師		人工授精師		計	
							事業部 損防検診室	事業センター等	事業部 改良課	事業センター等		
1	1	11	17	30	48	5 (3)	3	191 (1)	1	26 (3)	274	304

※ () は内数として、臨床検査技師（事業部検査室）、嘱託職員（事業センター獣医師）、動物看護師（人工授精師等）を表す。

9. 予算統制の方策

予算と実績を常に把握し経費の節減に努め、効率的な資金計画と運用により組合財務の安定的確立を図ってまいりたい。